

町 田 市

認可外保育施設等 利用児童のための 無償化の認定手続きについて



これは町田市民の方を対象としたしおりです。

【2024年2月 改訂】

はじめに

2019年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。今回の幼児教育・保育の無償化については、子ども・子育て支援法の改正に伴い、従来からある、子どものための保育・教育給付以外に、子育てのための施設等利用給付が創設されました。この2つの給付により幼児教育・保育の無償化が行われます。

無償というと、保育園や幼稚園の費用すべてが無料になるイメージがありますが、本制度における「無償化」とは、給食費・体操服代等の費用を除いた基本的な利用料のみが0円になる施設や、軽減される金額の上限が設定されている施設など、すべての費用が無料になるものではありません。一般的に使う「無償」とは用語の使用方法が少し異なりますのでご注意ください。

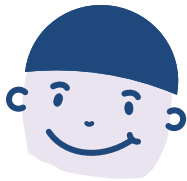
また、東京都認証保育所を含む認可外施設等の無償化には、「給付のために必要な認定（新2号・新3号）を受けていること」以外にも、「幼稚園・保育園を利用していないこと（一時利用を除く）」、「利用している認可外施設等が無償化対象施設としての届出・確認を受けていること」等、複数の条件が必要となります。

そのため、認可外保育施設等の利用にあたっては、契約条件や保育内容のみならず、当該利用施設等が無償化対象施設となっているのか等についても、事前によく確認してください。

1. 無償化の対象について

○無償化の対象者

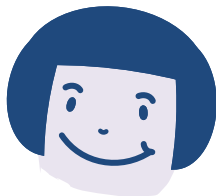
保育を必要としないお子さん



0～5 歳児

認可外保育施設等は、
無償化の対象になりません。

保育の必要性のあるお子さん
(就労・出産・介護・疾病・求職等)



新2号児
(3～5 歳児)

新3号児
(非課税世帯の0～2 歳児)

新2号児

4月1日時点が満3歳以上で、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども

無償化対象の認可外保育施設等を利用した場合、
利用料(※)を上限として月額 37,000 円までを給付。

※複数施設を利用した場合は、各利用料の合計額。
無償化対象外経費(入会金、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等)が含まれていた場合は、その金額は利用料から除外。

新3号児

4月1日時点が満3歳未満で、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する住民税非課税世帯の子ども

無償化対象の認可外保育施設等を利用した場合、
利用料(※)を上限として月額42,000円までを給付。

※複数施設を利用した場合は、各利用料の合計額。
無償化対象外経費(入会金、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等)が含まれていた場合は、その金額は利用料から除外。

但し、新2号児・新3号児であっても、一時保育・一時預かり以外で、幼稚園、認定こども園、認可保育園、地域型保育、企業主導型保育所を併用していた場合は、認可外保育施設等の利用料については無償化の対象外となります。

○無償化対象となる認可外保育施設等

・認可外保育施設

児童福祉法に基づく設置届出を都道府県等に提出している保育施設です。

無償化の対象となる認可外保育施設は、市町村が法令上の確認項目を審査し、無償化給付対象の施設であると認めた施設です。

※東京都認証保育所も認可外保育施設にあたります。

・認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター業）

児童福祉法に基づく届出を都道府県等に提出している事業者です。

無償化の対象となる事業者は、市町村が法令上の確認項目を審査し、無償化給付対象の事業者であると認めた事業者です。

・一時保育事業・一時預かり事業

詳細はこちらから確認できます。



・病児病後児保育事業

八王子市、相模原市、または川崎市（広域利用）在住の方の
手続きについてはお住まいの市にお問い合わせください。

詳細はこちらから確認できます。



・ファミリー・サポート・センター事業

詳細はこちらから確認できます。



2. 認定について

認定までの流れ（概要）

 : 保護者が行うもの
 : 市が行うもの

- 新2・3号の認定を受けたい方は、保育を必要とする状況が分かる書類（P. 7～P. 9 参照）などの必要書類を揃えて、町田市役所保育・幼稚園課に認定申請書を提出してください。
- 申請に必要な書類は町田市ホームページ（まちだ子育てサイト）から取得することができます。
右の二次元コードから「[幼児教育・保育の無償化](#)」のページをご覧ください。



認定申請
P. 7～P. 9 参照

書類確認

- 申請書類に不足・不明な点がある場合は、市が保護者の方に電話で問い合わせをしたり、追加書類の提出をお願いする場合があります。

認定通知書等送付

- 給付認定通知書をお送りします。（P. 6 参照）

無償化の給付

- 詳しくは右の二次元コードから町田市ホームページ（まちだ子育てサイト）の「[認可外保育施設等の施設等利用給付（無償化給付）](#)」のページをご確認ください。



申請方法

認定を希望される場合は、保護者の住民票がある市町村に申請してください。

（１） 町田市民で新2号認定又は新3号認定を申請する方について

保育の必要性の事由に該当する子どもで、認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業、一時保育、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育を利用する方は、「【2-4】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書（認可外施設等）」及び保育の必要性を確認する書類をオンラインまたは郵送で提出してください。

また、新3号認定を申請する方のうち、以前市外に居住していた等の理由により、町田市の市町村民税の情報が無い方については、市町村民税非課税証明書の提出が必要となる場合があります（P. 10参照）。

※認定を受ける場合については、認定が必要となる月の前月の15日（土・日、祝日の場合は前開庁日）までに申請書及び保育の必要性を確認する書類を提出してください。

[オンライン申請・
書式ダウンロード
はこちら→](#)



(2) 保育の必要性の認定

① 保育を必要とする事由と認定期間

保護者が恒常的に下表の保育を必要とする事由（基準）に該当する場合に、認定資格が生じます。保育を必要とする事由及び期間は、市が認定します。

保育を必要とする事由	基準
①就労※	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態であること。
②疾病、負傷又は心身障がい	入院、常時病臥、精神性又は感染性の疾病、難病、その他通院かつ自宅安静が必要で保育が困難であること。
③介護又は看護※	月12日以上、かつ、1日4時間以上の常時観察又は付添看護（介護）又は一部看護（介護）が必要と認められる者の看護（介護）が常態であること。
④災害	災害（火災・風水害・地震等）の復旧に当たっていること。
⑤就学※	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学（通学、又は職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設に通所していること）が常態であること。
⑥出産	出産のため保育が困難であること。 （認定期間は出産予定月及び前後各2か月の計5か月間） ※産休後、育児休業取得希望の場合はP.9参照。
⑦育児休業	P.9参照 ※新規の申請の場合、育児休業の要件での認定はできません。
⑧求職	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。 （認定期間は3か月まで。P.9参照。）
⑨両親不存在	父母ともに死亡、行方不明、拘禁中等であり、同居の親族になんらかの要件があつて保育が困難であること。
⑩その他	上記の他、保育が必要と認められる場合

※ 「就労」・「介護又は看護」・「就学」は、上記の日数及び時間のいずれかひとつでも基準を下回ってしまうと、保育を必要とする事由がなくなり、認定が取り消されますのでご注意ください。

<給付認定通知書について>

給付認定通知書の有効期間は、保育の必要性の事由にもよりますが、新2号認定については小学校就学前までとし、新3号認定については満3歳児に達する日以後の最初の3月31日までを基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、3か月間を有効期間として取り扱います。

なお、給付認定通知書は、利用する施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

②新2号及び新3号認定に必要書類

・【2-4】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書（認可外施設等）

オンライン申請の場合は、入力フォームに従い必要事項を入力してください。

・保育の必要性を確認する書類（父・母の分それぞれ必要です）

必要書類は右の二次元コードからダウンロードすることができます。

オンライン申請の場合は、必要書類を画像ファイル形式またはPDF形式で添付してください。

[オンライン申請・
書式ダウンロード
はこちら→](#)



保護者の事由		必要な書類	注意事項
就労	会社勤務の方 (採用予定含む)	・就労証明書(町田市書式)	
	個人 事業主	居宅外 ・就労証明書(町田市書式)	個人事業の開業・廃業等届出書のコピーが準備できない場合は、報酬等が客観的に分かるもの(直近の確定申告書等の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿等、「個人事業主であることを証明するもの」のいずれかのコピー)をご用意ください。これらの書類が提出されない場合は「求職活動」で認定します。
		居宅内 ・個人事業の開業・廃業等届出書のコピー	
	内職の方	・就労証明書(町田市書式) ・直近の納品書もしくは発注書	
疾病・障がい		・医師の診断書 または、手帳のコピー	手帳のコピーの場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証(要件が看(介)護の場合)などをご提出ください。
看(介)護		・医師の診断書 または、手帳のコピー ・スケジュール表(町田市書式)	
出産		・母子健康手帳(母の氏名・分娩予定日のページ)のコピー	出産月をはさみ前後2か月(最大5か月)は、「出産」の要件での認定となります。
育児休業		・就労証明書(町田市書式)※	「⑬育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が記載された就労証明書を提出ください。 認定期間は育児休業取得対象の子が1歳になる年度末まで。ただし、条件により2歳になる年度末まで延長できます。P.9参照 ※新規の申請の場合、育児休業の要件での認定はできません。継続要件のみの取り扱いとなります。
求職		なし	求職中の方は認定期間が3か月となります。
就学(予定含む)		・在学証明書 ・スケジュール表(町田市書式) または時間割等	就学予定の方は合格通知書及び年間のカリキュラムを提出してください。

※ 育児休業の対象の子が、上記サービスの無償化の給付を受ける場合は、育児休業からの就労復帰等による就労等の保育の事由が必要です。なお、育児休業からの就労復帰等により申請する場合は、産前・産後休業期間または育児休業期間が記載された就労証明書の提出をお願いしています。

必要書類早見表

保護者の事由・世帯の状況		就労証明書	個人事業主の証明書	スケジュール表	手帳のコピー	医師の診断書	在学証明書および時間割等	母子健康手帳のコピー	納品または発注書
保護者の事由	会社勤務 (採用予定含む)	○		○※					
	個人事業主 (居宅外・居宅内)	○	○						
	内職	○							○
	疾病・障がい				○				
	看(介)護			○	○				
	出産							○	
	育児休業	○							
	求職								
	就学(予定含む)			○			○		

※2つ以上の就労先で就労している場合はスケジュール表を提出してください。

ご注意ください！

※就労証明書に代表者印は不要です。(ただし、事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪等に該当する場合があります。)

※就労証明書の有効期間は、証明日から3か月以内です。内容を訂正する場合は二重線を引いてください(証明する雇用主に無断での訂正はできません)。また、修正液等での訂正は無効です。

ア) 認定の事由が求職の場合

求職中の場合は、3か月間の期限付き認定となります。

求職中で認定の方は2か月以内に就労を決め、3か月目の15日までに就労証明書を提出してください。提出がない場合は認定の期限切れとなります。

また、就労先が決まった場合、給付認定通知書の保育の事由が変更になりますので、就労を開始する月の前月の15日までにオンラインまたは郵送で『【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を提出してください。

就労の基準：日数が月12日以上、かつ、時間が1日4時間以上

イ) 認定の事由が出産の場合

出産（予定）月をはさみ前後2か月の最大で5か月の期間を、出産の事由で認定します。

出産の事由で認定を受け、出産の認定期間後も認定を希望する場合、出産（予定）月の3か月目以降の保護者（母）の、保育を必要とする事由を変更する手続きが必要です。出産（予定）月の2か月目の15日までに、『【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と、変更後の事由を確認できる書類を、オンラインまたは郵送で提出してください。

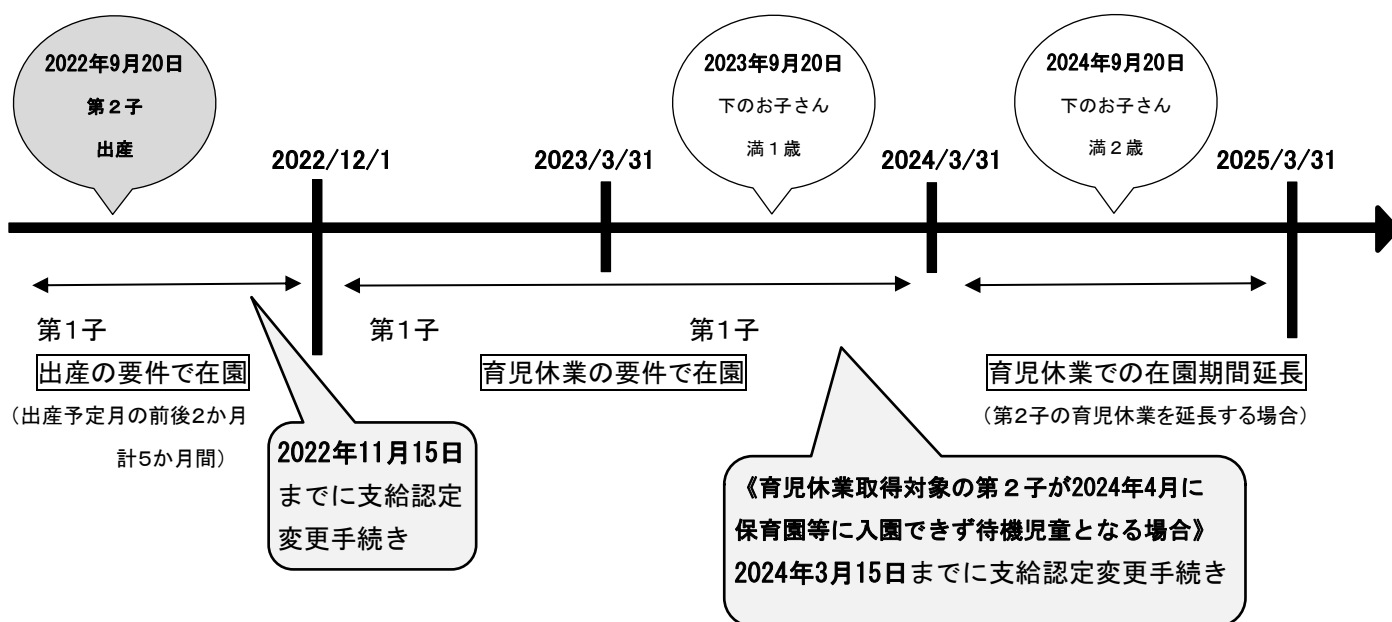
ウ) 認定の事由が育児休業の場合

育児休業取得者と認められるのは、**法令に基づく休業取得者のみ**です。法令に基づく育児休業を取得する場合は、申請により、次のとおり育児休業取得対象のお子さん以外のお子さんを育児休業として保育の必要性を認定できます。

※新規の申請の場合、育児休業の要件での認定はできません。出産要件からの切り替えなど継続要件のみの取り扱いとなります。

	認定期間	認定の要件
ア	育児休業取得対象のお子さんが1歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。
イ	育児休業取得対象のお子さんが2歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。 さらに、育児休業取得対象のお子さんが保育園等に入園できず、待機児童となっていること。

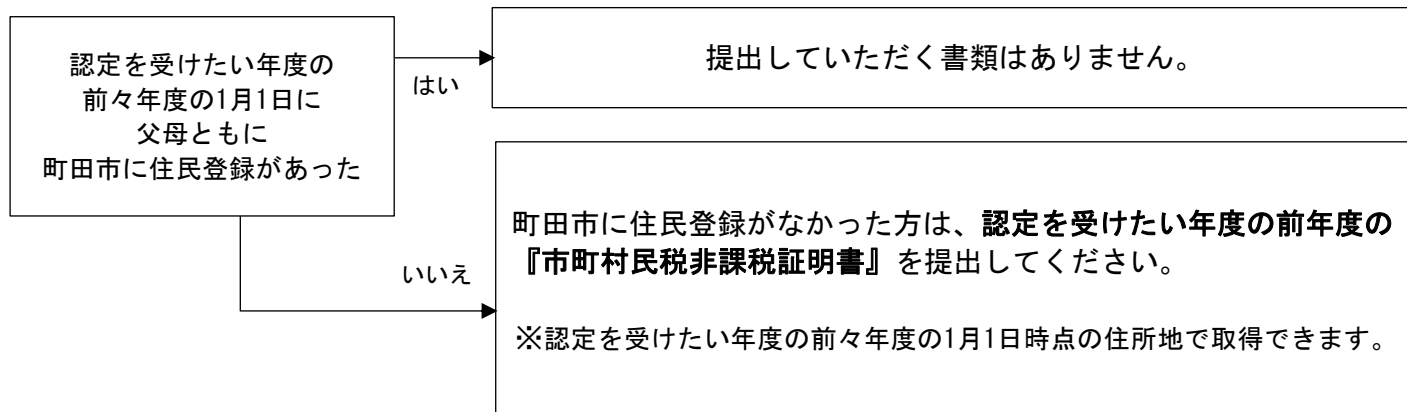
例) 2022年9月20日に第2子を出産して、育児休業取得対象の第2子が2023年4月保育園に入園できず待機児童となる場合の第1子の在園期間について



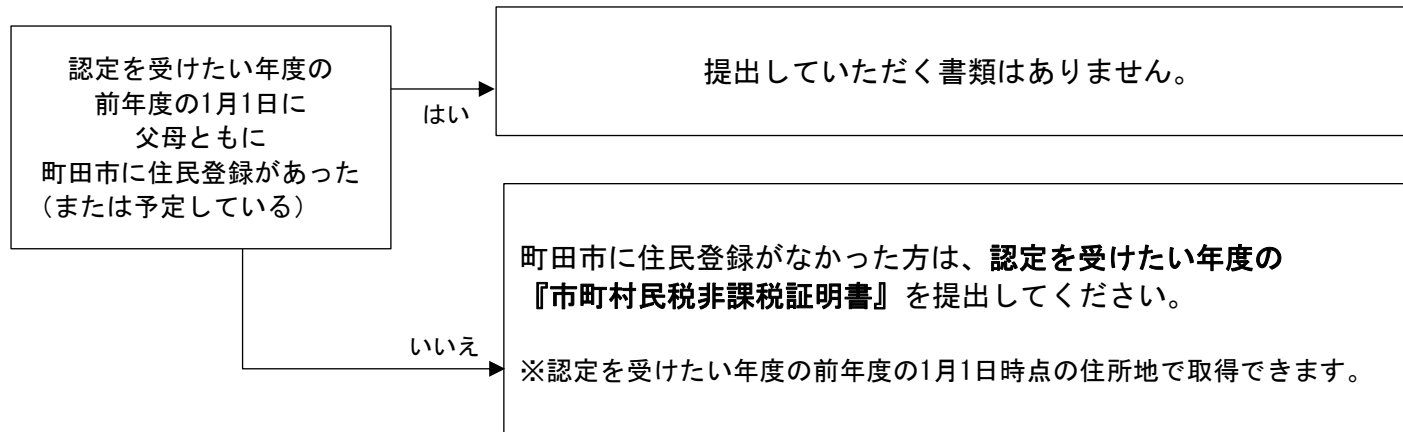
(3) 非課税世帯の証明について

新3号認定をするために、保護者の方の市町村民税の情報が必要となります。以前、市外に居住していた方については、課税証明書等の提出が必要になる場合がありますので、以下のフローチャートをご確認ください。

《4月から8月の間に認定を受けたい方》



《9月から3月の間に認定を受けたい方》



(4) 認定の変更について

家庭の状況によって支給認定の事由に変更が生じた場合は、下記の書類を前月の15日（土・日・祝日の場合は前開庁日）までにオンラインまたは郵送で提出してください。

- ・【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届
- ・保育の必要性を確認する書類（P. 7～8 参照）

(5) 申請書記入例

【2-4】		税		新認定	
2024年度 町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(認可外施設等)					
様		(市役所受付印)		記入例	
市外から転入した場合や、市外に住民登録がある場合は、税金を提出する必要があります。		て支援法第30条の5第1項又は第30条の8第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、申請に関する事項について、市が住民基本台帳、課税台帳等により確認を行うこと及び認可外施設の提供をすることに同意します。			
型保育の地域枠、無償化の対象とならない子どもの定期利用保育及び幼稚園型一児の定期利用については、町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(申込書)で申請してください。無償化の対象となる子どもの定期利用保育及び幼稚園型2歳児の定期利用については、この申請書で申請してください。なお、選定施設を利用する前に申請してください。					
年 月 日					
住所		町田市 森野2-2-22			
申請者から見て同居か別居かを選択してください。		続柄		〇〇年・△△年1月1日時点の住民登録地	
父		ふりがな 姓 名 まちだ はじめ		〇〇年・△△年	
母		ふりがな 姓 名 まちだ さちこ		〇〇年・△△年	
申請者		ふりがな 姓 名 まちだ じろう		〇〇年・△△年	
子		ふりがな 姓 名 まちだ さぶろう		〇〇年・△△年	
氏名		姓 名 町田 次郎		姓 名 町田 三郎	
生 年 月 日		2019・4・22		2020・5・8	
認定開始(変更)希望月		〇〇年 △月		〇〇年 △月	
当該年度における保育等の利用申請の有無		申請をしている 申請をしていない		申請をしている 申請をしていない	
同居の兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母等も記入してください。申請する子どもからみた続柄となります。書ききれない場合は欄外の余白をご使用ください。		障害者手帳を持っている家族		申請する子どもとの続柄： 本人(三郎)	
生活保護の適用		生活保護の適用		生活保護の適用	
保育の必要とする事由を証明する書類を添付してください。		父		母	
3歳児クラス未満の方で、住民税非課税世帯の方は必ずチェックしてください。		父		母	
認可外保育施設等の種類		認可外保育施設		認可外保育施設	
利用開始日(町田市民としての)		利用開始日		利用開始日	

お問合せ

●無償化対象となる認可外保育施設等に関すること

【認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、一時保育・一時預かり事業】

〒194-8520 町田市森野 2-2-22 2階 204 窓口

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 管理係

TEL：042-724-2138 FAX：050-3161-8635

【病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業】

〒194-8520 町田市森野2-2-22 2階203窓口

町田市子ども生活部子育て推進課

TEL：042-724-4468 FAX：050-3101-9459

●無償化に必要な保護者・児童の認定に関すること

〒194-8520 町田市森野 2-2-22 2階 204 窓口

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 支援係

TEL：042-724-2137 FAX：050-3161-8635

●認可外保育施設等の無償化に伴う給付に関すること

〒194-8520 町田市森野 2-2-22 2階 202 窓口

町田市子ども生活部子ども総務課 手当医療費助成係

TEL：042-724-2139 FAX：050-3101-8377

※幼児教育・保育の無償化に関する今後の法令改正等によって、この冊子に記載されている内容に変更が生じる場合があります。その際は、まちだ子育てサイトにおいてご案内いたしますのでご了承ください。